

令和5年3月6日

保護者 様

京田辺市立田辺小学校
校長 藤 原 真

タブレット端末の家庭への持ち帰りについて

早春の候 保護者の皆様には益々ご健勝のことと存じます。

平素は本校教育の推進に格別のご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。

さて、タブレット端末の持ち帰りを下記のとおり実施しますので、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 目的

(1～5年生)

児童のタブレット端末活用機会の拡充及び家庭学習支援の充実、機器操作方法の習熟、基礎学力の定着・向上及び学習成果物の確認等のため

(6年生)

学習成果物の確認等のため

2 タブレット端末活用の想定

(1～5年生)

春季休業中の課題の一部 等

(6年生)

学習成果物の確認及びデータ保存 等

3 タブレット持ち帰り期間

(1～5年生) 令和5年3月24日(金)

～令和5年4月7日(金) *修了式までに持ち帰らせ、始業式に持参

(6年生) 令和5年3月10日(金)

～令和5年3月13日(月)

4 インターネット環境等について

タブレット端末を家庭で利用するには自宅のWi-Fi環境が必要となります。持ち帰った際には、タブレット端末をご自宅のWi-Fiに接続してご利用ください。

なお、ご家庭のインターネット接続回線の使用に関する通信料はご家庭でご負担ください。

また、ご家庭での充電にもご協力いただきますようお願いいたします。

5 家庭におけるタブレット端末の活用ルールについて

別紙「タブレット(iPad)活用のルール(持ち帰り編)」をお子様と一緒に確認してください。

6 その他

タブレット端末等の貸与物品の紛失、故障、破損があった場合には、速やかに学校に報告してください。故意や重大な過失による紛失や故障、破損があった場合には、実費負担をお願いすることがありますのでご注意ください。